

回数 (年数)	問 題
第66回 (28年)	<p>〔第一問〕 -30点-</p> <p>問1 個人の事業税の申告について、以下の場合に言及しつつ説明しなさい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 繰越控除の適用を受けようとする場合 ・ 2以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う個人の場合 ・ 所得税の確定申告書等が提出された場合 <p>問2 2以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて製造業を行う法人の分割基準について説明しなさい。</p> <p>〔第二問〕 -25点-</p> <p>甲株式会社（以下「甲社」という。）の第18期事業年度における付加価値割の算定について、A税理士はどのように説明すべきか述べなさい。なお、甲社の概要については以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金の額は20億円である。 ・ 1年を通して建設業及び林業を営んでいる。 ・ 甲社の第18期事業年度は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までである。 ・ 現在、甲社の連結法人である乙株式会社へ社員2名を外向させている。 ・ 労働者派遣法に基づく労働者派遣契約に基づき、丙人材派遣会社から社員4名の派遣を受けている。 ・ 甲社の本店は日本国内にあるが、P国においても建設業を営んでいる。 ・ 地方税法附則第9条第13項から同条第18項までに規定する雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値額の控除については、説明を要しない。